

の場合も亦同じ。

㉑ 地主の喪失其他の事由により小作料の支拂場所が従前よりも遠隔となり、又は運搬困難となりたる場合、

小作人は之に依つて生ずる費用を小作料より控除することを得。

㉒ 小作人が契約の旨無に不摘、法令に依り小作料の品名、儀装、荷造り其他に關する制限を受けたるときは、小作人は之れが爲の増加したる額を小作料よりその支拂額に依りて控除するを得。

三、小作料の支拂額予及公減免

㉓ 小作人の政令亦は理入たる過失によらずして收穫減少したるときは、小作人は減収の割合に依り小作料の一时的減額、免除又は支拂額予を請求することを得。

㉔ 小作人又は其家族に戦災、災害、疾病のありたるときは、小作人は小作料の減免亦は<sup>支拂</sup>額予を請求することを得。

㉕ 法令により地租の免除又は徴収猶予ありたる年に於ては、<sup>小作人は</sup>小作料の免

除又は支拂額予を請求することを得。

㉖ 地主が小作料の支拂額予を請求するときは、

㉑ 小作料は小作料につき年あるとき、先づ理由小作料を決定し、併せて他の事象を判断するものとす。

㉒ 相當小作料は三ヶ年間之れを變更することを得ず。

㉓ 小作料審判所に於いて相當小作料の決定を爲すには左の規程に依る。

一、土地の生産力

二、風水害、其他災害の多少

三、勞力、肥料其他小作地の經營に要する小作人の支出

四、小作人の爲し、亦は負擔したる土地改良

五、小作人の爲し、亦は負擔したる現物小作料の改良

六、隣地小作料

㉔ 相當小作料の決定下りたる小作地。地主は敷金、保証金を受け、亦は前科